**平成２５年（再イ）第３２１号**

福岡県糸島市二丈田中183番地６

再生債務者　南　　利治

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年８月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年８月11日

福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（再イ）第１５号**

神奈川県厚木市七沢819番地

再生債務者　軽部　拓也

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年８月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年８月15日

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

**平成２６年（再イ）第３号**

三重県名張市東田原1135番地61

再生債務者　黒田　　博

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年８月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年８月18日　　津地方裁判所伊賀支部

**平成２６年（再イ）第１１号**

広島市佐伯区石内南２丁目11番14号

再生債務者　久保田裕一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年８月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年８月18日

広島地方裁判所民事第４部

**平成２６年（再イ）第１６３号**

大阪市福島区福島２丁目２番24―707号

再生債務者　大内　吾一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年８月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年８月15日

大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（再イ）第３５号**

京都市右京区太秦唐渡町22番地28

再生債務者　藤井　英樹

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年８月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年８月18日

京都地方裁判所第５民事部再生係

**平成２６年（再イ）第４１号**

堺市東区菩提町１丁67番地５

再生債務者　今井　慎治

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年８月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年８月15日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

**平成２６年（再イ）第８号**

札幌市厚別区青葉町10丁目３番６号

再生債務者　小村　　綾

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年８月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年８月18日

札幌地方裁判所民事第４部

## 小規模個人再生による再生手続廃止

**平成２６年（再イ）第６号**

山口県宇部市大字沖宇部30番地19

再生債務者　本間　隆司

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成26年８月15日　山口地方裁判所宇部支部

## 給与所得者等再生による再生手続開始

**平成２６年（再ロ）第２号**

佐賀県鳥栖市今泉町2632番地７

再生債務者　北野　一政

1　決定年月日時　平成26年８月14日午後１時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年９月11日まで

4　一般異議申述期間　平成26年９月25日から平成26年10月２日まで

佐賀地方裁判所民事部破産係

## 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

**平成２６年（再ロ）第９号**

神奈川県茅ヶ崎市松尾５番26号

再生債務者　熊谷　義考

1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年８月７日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年９月１日まで平成26年８月18日

横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（再ロ）第１号**

京都府舞鶴市字女布64番地76

再生債務者　梅岡　真城

1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年７月29日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年９月18日まで平成26年８月18日　京都地方裁判所舞鶴支部

## 給与所得者等再生による再生計画認可

**平成２６年（再ロ）第４号**

新潟市東区船江町１丁目26番27号

再生債務者　中山　　稔

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年８月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年８月18日　　新潟地方裁判所民事部

**平成２６年（再ロ）第１号**

岡山県赤磐市桜が丘西３丁目３番６号

再生債務者　金谷　和彦

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年８月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年８月18日

岡山地方裁判所第３民事部

**平成２６年（再ロ）第１号**

鹿児島県霧島市国分重久428番地１

再生債務者　山下　里美

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年８月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年８月18日

鹿児島地方裁判所加治木支部

**平成２６年（再ロ）第１号**

福島県相馬市黒木字町65番地

再生債務者　鎌田　保子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年８月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年８月18日　福島地方裁判所相馬支部

**平成２６年（再ロ）第２号**

千葉県富里市十倉374番地147

再生債務者　木下飛雄馬

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年８月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年８月15日　千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２６年（再ロ）第３号**

広島県廿日市市宮内1005番地10

再生債務者　白石　康彦

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年８月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年８月18日

広島地方裁判所民事第４部